

(参考) 今後の基準開発の方向性に関する質問に寄せられたコメントの全文

以下は、(質問2) 今後の基準開発の方向性に関する質問に寄せられたコメントの全文であり、本会計基準等の公表後に検討を行う予定です。

論点の項目	コメントの全文
(質問2) 今後の基準開発の方向性に関する質問	
(提案の方向性を支持するコメント)	
1) 提案内容に同意する。	提案に同意する。
(提案の方向性を支持しないコメント)	
2) IAS 第34号「期中財務報告」のような企業の報告の頻度(年次、半期、又は四半期)によって、年次の経営成績の測定が左右されないという原則を採用することについて	<p>同意しない。特にASBJが、今後の基準開発の方向性の条件として、IAS第34号のような企業の報告の頻度(年次、半期、又は四半期)によって、年次の経営成績の測定が左右されてはならないという原則(以下「期中会計基準の原則」という)を採用することを提案している点には強い疑問がある。本来であれば、現行の四半期会計基準をそのまま期中会計基準(仮称)に改正するというシンプルな方法(質問1の回答の代替案)があったにも関わらず、ASBJが上記の期中会計基準の原則というハードルを設定したために、中間会計基準案のみを開発することになったと思われる。その結果、様々な会計処理の矛盾に対応するために複数の経過措置を追加することが必要になった。その上で、今後の対応として、この経過措置の大半の廃止が必要になる期中会計基準(仮称)を開発することをASBJが提案することは、日本基準適用企業に大きな負担をかけることになるので、強く反対する。</p> <p>(同意しない理由)</p> <p>① ASBJは、今後の方向性として、IAS第34号「期中財務報告」のような期中会計基準(仮称)に改正することを示唆しているが、4つの簡便的な取扱い(有価証券の減損処理に係る中間切放し法、棚卸資産の簿価切下げに係る切放し法、一般債権の貸倒見積高の算定における簡便的な会計処理、未実現損益の消去における簡便的な会計処理)が認められなくなるという問題がある。四半期開示の見直しによって、このように会計基準の適用のハードルが上がることには納得ができない。これに加えて、原価差異の繰延処理に関する簡便的な取扱いについて、IAS第34号を参考にすると認められなく懸念があるが、これは日本基準では認めることを継続すべきである。</p>

論点の項目	コメントの全文
	<p>② ASBJ は今後の方向性についての方法の要件として、IAS 第 34 号のように期中会計基準の原則を採用することを提案しているが、日本基準においては、この原則を満たすためにハードルは IFRS よりも高い。日本基準においても ASBJ の提案する期中会計基準の原則を満たす必要があるかについては疑問がある。IFRS の場合は、年度の決算において、棚卸資産や有価証券の評価の会計処理は洗替え法が原則であり、期中の会計基準において洗替え法を適用するのは容易である。一方、日本基準は年度の決算において、棚卸資産や有価証券の評価の会計処理は切放し法が原則で洗替え法は禁止されており、これとの整合性を考慮すれば、期中の会計基準において、洗替え法を強制するのは困難である点に留意が必要である。なお、IFRS においても、期中でのれんの減損が生じた場合は、のれんの減損の戻入れが認められないので、この原則が満たされないこともあることになる。これは ASBJ が提案している期中会計基準の原則が絶対的でないことの証拠になる。</p> <p>③ 質問 1 の回答で述べたが、現行の四半期会計基準をそのまま生かして「期中会計基準」(仮称) に改正するという代替案がある。この代替案も「期中会計基準」(仮称) であり、短期的な対応も可能である。また、ASBJ が提案している期中会計基準の原則は、絶対的なものではないため、この代替案の採用を検討すべきである。</p>
<p>3) 「中間財務諸表に関する会計基準」を新たに作成し、「四半期会計基準等」の改正により対応しなかったことについて</p>	<p>【コメント】 同意しません。</p> <p>(理由) 質問 1 コメントのとおり、そもそも「中間財務諸表に関する会計基準」を新たに作成するのではなく、「四半期会計基準等」の改正により対応すべきであったため、中間会計基準等と四半期会計基準等を統合した(仮称) 期中財務諸表の作成は不要であると考えられるためです。</p> <p>もし今後、国際的整合性を図る必要性がある場合にも、改正後の「四半期会計基準等」を見直せば事足りるものであったと思料します。</p>
<p>4) (仮称) 期中財務諸表に</p>	<p>反対を表明する。ASBJ は、今後の方向性として、IAS 第 34 号「期中財務報告」のような期中会計基準(仮称) に改正することを示唆しているが、これには本邦の政策として合理性を見出さない。</p>

論点の項目	コメントの全文
関する会計基準等の開発の合理性について	
(その他のコメント)	
5) (仮称)期中財務諸表に関する会計基準の開発の着手の時期等について	<p>今後、中間会計基準等と四半期会計基準等を統合した(仮称)期中財務諸表に関する会計基準等の開発を検討する方向性に関して賛成する。</p> <p>なお、中間会計基準の最終化後、速やかに基準の開発に着手し、現行の四半期会計基準が短信において適用される期間を極力短くすることが望まれる。</p> <p>同意する。</p> <p>今般の金融商品取引法の改正によって新たに半期報告制度が定められたが、会計基準には従来の半期報告制度を前提とした中間財務諸表の取扱いに言及している定めが存在しており、いずれも中間財務諸表という文言を用いていることから、どの半期報告制度に基づく定めかが不明確である。このため、本会計基準案の確定後、速やかに中間会計基準等と四半期会計基準等を統合した(仮称)期中財務諸表に関する会計基準等の開発に着手し、現行の四半期会計基準等が四半期決算短信に適用される期間を極力短くすることが望まれる。</p>
6) 証券取引所との連携及び財務諸表利用者のニーズの把握について	<p>今後の基準開発の方向性に同意するが、(仮称)期中財務諸表に関する会計基準等の開発にあたっては、①証券取引所と十分に連携すること、②財務諸表利用者のニーズを把握すること、の2点をASBJにお願いしたい。</p> <p>中間会計基準等と四半期会計基準等を統合した(仮称)期中財務諸表に関する会計基準等を開発し、その中で、本公開草案で経過措置が設けられている項目について検討するという今後の基準開発の方向性に、異論はない。</p> <p>その方向性の下、財務諸表利用者としては、四半期決算短信と中間財務諸表との間で適時・適切に期間比較できるよう、金融商品取引法上の半期報告で開示される中間財務諸表と取引所規則に従って開示される第1・第3四半期財務諸表は、同じ会計基準等に基づいて作成されるべきと考える。</p>

論点の項目	コメントの全文
	<p>このためには、(仮称) 期中財務諸表に関する会計基準等が適時・適切に取引所規則に取り込まれることが必須であるので、開発にあたって ASBJ には、証券取引所にオブザーバーで参加してもらおう等、証券取引所と十分に連携してもらいたい。</p> <p>また、(仮称) 期中財務諸表に関する会計基準等の開発にあたっては、財務諸表作成者の実務への影響のみならず、財務諸表利用者の実務への影響も考慮し、必要に応じアウトリーチを行う等、ニーズを十分に把握してもらいたい。</p>
7) 経過措置の恒久化について	<p>(意見)</p> <p>中間会計基準等と四半期会計基準等を統合した「(仮称) 期中財務諸表に関する会計基準等」の開発の検討に当たっては、本公開草案において提案されている経過措置を恒久化し、既存の簡便的な会計処理を含む四半期会計基準に準拠した四半期連結財務諸表の作成を継続できるようにしていただきたい。</p> <p>(理由等)</p> <p>上場企業は、四半期開示の見直し後も継続して四半期決算（第1・第3四半期）を行い、四半期財務諸表を作成することを踏まえると、第1四半期および第3四半期にも適用可能な「(仮称) 期中財務諸表に関する会計基準等」の開発に対する利害関係者のニーズは高いと考える。</p> <p>しかし、「今後の基準開発の方向性」として、本公開草案で経過措置を設けられている会計処理の取扱いの変更の検討が示されている点については、今回の四半期開示の見直しの目的である企業負担の軽減に逆行する懸念がある。特に、公開草案第80号 BC6 に記載のある「会計期間終了後、遅くとも45日以内での開示が求められるという、適時性に係る強い制約」という前提が不変であるなかでの簡便的な会計処理の廃止は現行実務への影響が大きく、企業の財務諸表作成負担の増加に繋がる可能性が高い。</p> <p>本公開草案で経過措置を設けられている会計処理の取扱いの変更は、中間会計基準等と四半期会計基準等の取扱いを統一する方法として IAS 第34号「期中財務報告」の原則を採用した場合に検討することが考えられるとされているが、IAS 第34号との日本基準の差異は、主要な差異として国際的に指摘されている項目ではなく、また、中間会計基準等と四半期会計基準等の取扱いを統一する方法については複数の方法が考えられるとされていること等を踏まえると、あえて IAS 第34号の原則を採用する必要性は高くないと考えられる。</p>

論点の項目	コメントの全文
	<p>中間会計基準等と四半期会計基準等の取扱いの統一に当たっては、簡便的な会計処理の廃止等を要さないかたちでの統一を含め、慎重な検討をお願いしたい。</p>
<p>8) 簡便法の取扱いについて</p>	<p>「今後の基準開発の方向性」として、本公開草案で経過措置を設けられている会計処理の取扱いの変更の検討が示されている点については、企業の実務負荷の増加に繋がりにかかわらず、「四半期開示の見直し」の本来の趣旨である開示業務の効率化に逆行する懸念がある。四半期特有の簡便法を適用する企業も相当数ある。</p> <p>また、本公開草案で経過措置を設けられている会計処理の取扱いの変更は、中間会計基準等と四半期会計基準等の取扱いを統一する方法として IAS 第 34 号「期中財務報告」の原則を採用した場合に検討することが考えられるとされているが、IAS 第 34 号との日本基準の差異は、主要な差異として国際的に指摘されている項目でもなく、また、我が国の実務慣行の観点も踏まえると、IAS 第 34 号を四半期特有の簡便法を廃止しなくてはならない根拠とする事は適切ではない。</p> <p>中間会計基準等と四半期会計基準等の取扱いの統一に当たっては、企業側の実務負荷の観点からも、簡便的な会計処理の廃止等を要さないかたちでの統一を含め、慎重な検討を期待する。</p>
<p>9) 「提出企業の開示資料の作成の負担の軽減」への偏重について</p>	<p>基本的に同意する。ただし、「提出企業の開示資料の作成の負担の軽減」に偏していることは否めないと考えられる。</p>

以 上